

教育政策におけるEBPMの強化

●
令和元年 1 2 月 3 日



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

地方自治体の教育政策におけるEBPMに関する取組状況

「経済財政運営と改革の基本方針2019」において、国のみならず、地方自治体における教育政策のエビデンスに基づくPDCAサイクルの確立が盛り込まれたことも踏まえ、都道府県・政令指定都市・市区町村教育委員会に対し、2018年度間の取組状況に関する調査を実施し、現状と課題を把握。（調査結果についてはいずれも速報値）

- ① エビデンスを重視したPDCAサイクルに関する取組について、教育振興基本計画に盛り込んでいる自治体の割合

都道府県	指定都市	市区町村
44.7%	35.0%	17.5%

地方自治体が策定する教育振興基本計画において、エビデンスを重視したPDCAサイクル確立の必要性やその実施体制を構築する方策を明記している自治体は、都道府県で約45%、指定都市で35%、市区町村で約18%。

- ② エビデンスを重視したPDCAサイクル確立に向けて、具体的な取組を実施している割合

	都道府県	指定都市	市区町村
合 計	68.1%	45.0%	24.3%
【内訳】 教育振興基本計画に基づき、具体的な取組を実施している	40.4%	35.0%	12.6%
教育振興基本計画には明記していないが、具体的な取組を実施している	27.7%	10.0%	10.4%
教育振興基本計画を策定していないが、具体的な取組を実施している（市区町村のみ）	—	—	1.3%

エビデンスを重視したPDCAサイクルの確立に向けて、具体的な取組を実施している自治体は、都道府県で約68%、指定都市で45%、市区町村で約24%。

- ③ エビデンスを重視したPDCAサイクルの確立に向けた具体的な取組内容と、その地方自治体全体に占める割合（複数回答）

取組内容	割合
個別の施策におけるエビデンスを重視した政策の改善・見直し	19.3%
既存の調査の改善等による政策立案に活用しやすいデータの整備	6.3%
各部署が保有するエビデンスの集約・共有等を通じたデータの利活用促進	4.8%
組織の新設などエビデンスに基づく教育政策の推進を担当する体制の構築	4.3%
研究者や企業等外部有識者との連携強化による総合的・多角的な情報分析に基づく政策立案の基盤づくり	4.1%
PDCAサイクルの効果的な推進手法の確立に向けたロジックモデルの活用、既存の政策評価の仕組みの改善	3.5%
エビデンスを重視した施策の提案募集やEBPMの実践事例の創出などEBPMを促す仕組みの導入	0.7%
EBPMの考え方や手法等に関する研修の開催	0.6%

先進的な自治体において、個々の施策レベルでの取組のほか、データの活用促進やEBPM推進に向けた仕組みの導入等に向けた体制整備が進み始めている。

地方自治体においては、個々の施策を中心にエビデンスに基づくPDCAサイクル確立に向けた取組に着手し始めている状況にあるが、組織的・体系的にEBPMを推進する状況は整っていない状況が見られるところであり、国としてその取組を後押ししていくことが必要。

地方自治体の教育政策におけるEBPMの強化について

「経済財政運営と改革の基本方針2019」に基づき、地方自治体における教育政策のエビデンスに基づくPDCAサイクル確立に向け、**各地方自治体における教育振興基本計画の策定**を促すことに加え、**コンソーシアムの構築**等を通じて先進事例を共有し、EBPMへの共通理解を図る。また、地方自治体におけるデータ利活用の促進にも資するよう、**データの収集・活用の改善に向けた体制整備**など基盤形成の取組を進める。

第3期教育振興基本計画に基づくEBPMの推進

- 5つの基本的な方針ごとに、教育政策の目標並びに各目標の進捗状況を把握するための測定指標及び参考指標を設定。留意すべき視点として、客観的な根拠を重視した教育政策の推進を盛り込む。

地方自治体におけるPDCAサイクルの確立

- 地方自治体における教育振興基本計画の策定（※）とともに、それぞれの実情に応じた地域の発意による指標の設定や全国レベルの調査結果との比較による適切な指標の設定、PDCAサイクルの構築等を促す。

※ 教育基本法第17条第2項に基づき地方自治体が定める計画

【参考】計画の策定状況（平成30年3月時点）
都道府県:100% 政令指定都市:100% 市区町村:81.1%

地方自治体や学校現場の現状と課題

- 教職員の経験知に頼ってきた部分が多く、エビデンス・データを活用して取組を改善・充実する環境が必ずしも十分でない。
- EBPMに向けて取り組むべき内容について共通理解が必ずしも十分図れていない。

地方自治体におけるEBPMに関する共通理解を図りつつ、先進事例の共有やデータ収集・活用の体制整備を促進することが必要。

地方自治体の教育政策におけるEBPMの強化に資する具体的な取組内容

- **地方自治体における取組状況の現状把握**
 - ・都道府県・指定都市・市区町村教育委員会における教育振興基本計画の策定状況やPDCAサイクル構築に向けた取組状況に関する調査を実施
 - 集計結果を基に、国立教育政策研究所と連携して、教育委員会へのインタビュー等を通じ、教育振興基本計画等を活用したPDCAサイクル構築の好事例やEBPMに関する先進的な取組に関する更なる情報収集を行い、その成果を全国へ普及予定。
- **地方自治体や研究機関等のコンソーシアム構築**
 - ・コンソーシアムの構築に向け、先進的な地方自治体へのヒアリングを実施し、課題を整理
 - 早期にコンソーシアムを立ち上げ、来年度より必要な課題解決に向け、コンソーシアムを推進の核として教育政策におけるEBPMの強化に向けて共通理解を図り、取組を促進。
- **データの収集・活用の改善に向けた体制整備**
 - ・文部科学省が実施する調査・統計におけるコード統一やデータ構造の見直し
 - 各調査・統計において活用可能な学校の統一コード（学校番号）の検討・設定を早期に実施し、自治体等におけるデータの活用改善に資する環境を整備。
 - ・統計法に基づく二次利用促進や全国学力・学習状況調査のデータ貸与の仕組みの改善・充実
 - 改正された統計法に基づき二次利用を促進することに加え、全国学力・学習状況調査のデータ貸与については、ガイドラインの改訂により、貸与対象データの拡大に加え、手続の簡素化を前倒しで実施し、データの活用促進に資する環境を整備。

国におけるEBPMに関する取組の情報提供を行い、教育の質の向上に向け、国のみならず、地方自治体の教育政策におけるEBPMの強化を総合的に支援・推進していく。

新学習指導要領の実施を機としたEBPM推進例

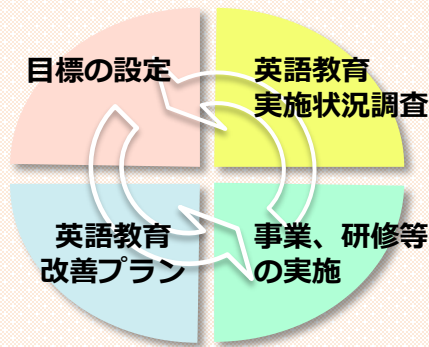
新学習指導要領の全面実施を機に、外国語教育やプログラミング教育をはじめとするEBPMに取り組み、教育政策のEBPMを加速する。

外国語教育に関する取組

- 国・地方公共団体・各学校のPDCAサイクルを実施
 - ・国としての生徒の英語力の目標を設定
 - ・各都道府県・指定都市に「英語教育改善プラン」の策定を要請
 - ・各都道府県が「プラン」に基づき実施する取組を支援（「英語教育改善プラン推進事業」等）
 - ・目標に対する到達度を調査、公表（英語教育実施状況調査）※毎年度実施



- 新学習指導要領の実施に合わせ、より効果的なEBPMの展開を目指す。
 - ・新学習指導要領が目指す授業改善の取組状況と関連付けた分析
ー四技能の言語活動、パフォーマンス評価、ICT活用など
 - ・小学校外国語教育の実施状況、環境整備等と関連付けた分析
 - ・各種データ（全国学力・学習状況調査等）と組み合わせた分析 など



地方公共団体が実施する
英語教育改善の
PDCAを支援

【第3期教育振興基本計画KPI】
中学卒業時にCEFR A1（英検三級程度）相当以上、
高校卒業時に A2（準二級程度）の割合を5割以上とする

プログラミング教育に関する取組

- 令和2年度以降実施される新学習指導要領では初めて「情報活用能力」を学習の基盤となる資質・能力と位置付け、教科等横断的に育成。その一環として、新たに小学校プログラミング教育を必修化。
- 児童生徒の情報活用能力を把握し、今後の情報教育の推進に資するよう、「情報活用能力調査」を実施
 - ・令和3年度に調査を実施。【標本調査、小・中・高校 全300校程度】
 - ・令和4年度に取りまとめ ⇒ 今後の情報教育関係施策の改善に活用
- 一定の間隔ごとに調査を行うことにより、情報活用能力の推移と課題を中長期的に把握することで、学習指導要領の改訂等の検討の際の基礎資料とすることも考えられる。

情報活用能力：
「情報及び情報手段を主体的に選択し活用していくための個人の基礎的な力」であり、情報技術の基本的な操作や、情報モラル、プログラミング教育により育成される資質・能力なども含まれる。

【第3期教育振興基本計画 参考指標】
・児童生徒の情報活用能力

(参考)

客観的な根拠を重視した教育政策の推進に向けた基本的な考え方

客観的な根拠を重視した教育政策の推進（いわゆるE B P M）に向けて、教育分野の特性に留意しつつ取り組んでいくことを、「第3期教育振興基本計画」（平成30年6月15日閣議決定）において、教育政策の遂行に当たって留意すべき事項の一つとして位置付けている。

第3期教育振興基本計画（平成30年6月15日閣議決定）＜関連部分抜粋＞

第1部 我が国における今後の教育政策の方向性

V. 今後の教育政策の遂行に当たって特に留意すべき視点

1. 客観的な根拠を重視した教育政策の推進

- 教育政策を推進するに当たっては，法令を遵守するとともに，より効果的・効率的な教育政策の企画・立案等を行う観点や，国民への説明責任を果たす観点から，客観的な根拠を重視した行政運営に取り組んでいくことが重要である。
- 教育政策は，幼児，児童，生徒及び学生の成長や可能性の伸長等を目指して行われるものであり，一人一人の様々な教育ニーズを踏まえて，教育活動が行われる。このため，成果は多様であり，その評価は多角的な分析に基づくべきものであることに留意する必要がある。
- また，他の政策分野と比較して，成果が判明するまでに長い時間を要するものが多いこと，成果に対して家庭環境など他の要因が強く影響している場合が多く，政策と成果との因果関係の証明が難しいものが多いことなどの特性があることにも留意し，研究者や大学，研究機関など，多様な主体と連携・協力しながら，数値化できるデータ・調査結果のみならず，数値化が難しい側面（幼児，児童，生徒及び学生等の課題，保護者・地域の意向，事例分析，過去の実績等）についても可能な限り情報を収集・分析し，あるべき教育政策を総合的に判断して取り組むことが求められる。

EBPM推進体制構築とエビデンスの教育政策への反映について

第3期教育振興基本計画に基づき、教育政策がエビデンスに基づき推進されるよう、**政策立案に活用できるエビデンスの開発**や**EBPM実践事例の創出**を進めるとともに、地方自治体におけるPDCAサイクルの構築に向け、**各地方自治体における教育振興基本計画の策定、先進事例の共有、コンソーシアムの構築等**を推進し、**中央教育審議会教育振興基本計画部会**での検討も早期的に実施。併せて、文部科学省内の体制構築やデータの収集・活用の改善に向けた**体制整備**など基盤形成の取組も進める。

第3期教育振興基本計画に基づくEBPMの推進

- 5つの基本的な方針ごとに、教育政策の目標並びに各目標の進捗状況を把握するための測定指標及び参考指標を設定。留意すべき視点として、客観的な根拠を重視した教育政策の推進を盛り込む。

地方自治体におけるPDCAサイクルの確立

- 地方自治体における教育振興基本計画の策定（※）とともに、それぞれの実情に応じた地域の発意による指標の設定や全国レベルの調査結果との比較による適切な指標の設定、PDCAサイクルの構築等を促す。

※ 教育基本法第17条第2項に基づき地方自治体が定める計画

【参考】計画の策定状況（平成30年3月時点）

都道府県:100% 政令指定都市:100% 市区町村:81.1%

エビデンスに基づき、教育政策を推進するための取組

政策立案に活用できるエビデンスの開発や**EBPM実践事例の創出**を進め、EBPM推進手法の確立に向けた取組を推進する。その際、同計画や改革工程表2018で設定された指標の状況も踏まえ、**政策目標と施策との関係の合理的設計**等を進める。

■ 政策立案に活用できるエビデンスの開発

- ・教育政策に関する実証研究の推進
 - 公立小中学校の教職員定数の中期見通しの策定に活用
- ・大学生を対象とした学修成果の可視化に資する調査の実施
 - 大学における教育の質の向上に向けた政策立案に活用

■ EBPM実践事例の創出

- ・施策担当課のEBPM実践への支援（外部有識者をアドバイザーとして活用）
- ・教育分野の特性を踏まえた手法の整理

地方自治体におけるPDCAサイクル構築に向けた取組状況を把握し、**先進事例を共有**するとともに、**コンソーシアムの構築**等により地方自治体の教育政策や学校における取組の改善・充実につながる取組を推進。

■ 地方自治体や研究機関等のコンソーシアム構築

- ・実証研究やデータ分析の推進に向けた地方自治体と研究者のマッチングに向けた検討
- ・地方自治体が保有するデータの利活用促進に向けた課題の整理

中央教育審議会 教育振興基本計画 部会

- 左記の取組も踏まえ、第3期計画のフォローアップ手法を確立（～2020年度）
- 第3期計画のフォローアップを実施（2021年度～）

中央教育審議会での検討結果も踏まえ、第4期計画の策定にかなげるとともに、実効性のあるPDCAサイクルを確立

EBPM推進のための基盤形成に関する取組

■ EBPM推進担当課（総合教育政策局調査企画課）を中心とした教育分野におけるEBPM推進体制の構築

- ・省内EBPM関係課長会議の開催を通じた取組の推進
- ・省内職員向けEBPM研修の実施
- ・国立教育政策研究所との連携体制の構築

■ データの収集・活用の改善に向けた体制整備

- ・文部科学省が実施する調査・統計におけるコード統一やデータ構造の見直し
- ・データ貸与の改善・充実
- ・データ活用に向けた省内相談体制の構築

EBPMをはじめとした統計改革を推進するための調査研究

(平成31年度予算額 57百万円)
令和2年度要求額 81百万円

■ 背景

- 「第3期教育振興基本計画」（平成30年6月15日閣議決定）において、「客観的な根拠を重視した教育政策の推進」を教育政策の遂行に当たり特に留意すべき事項の一つとして位置付け。
- 「経済財政運営と改革の基本方針2019」（令和元年6月21日閣議決定）において、教育政策におけるエビデンスに基づくPDCAサイクルの確立に向けた取組を進めることを記載。
- 「統計改革推進会議最終とりまとめ」（平成29年5月）において、政府全体に対してEBPM（証拠に基づく政策立案）推進体制の構築や統計改革の推進に資する対応を求めている。

■ 目的

- 文部科学省・地方公共団体における教育政策立案や学校におけるマネジメント改革が客観的な証拠（エビデンス）に基づき実施されるための取組を促すことにより、我が国全体の教育行政の変革及びEBPMの推進に資する。
- このため、国、地方公共団体、学校などが活用可能な教育分野のエビデンス開発を進めるとともに、当該エビデンスの一層の活用に資するため、現行調査の改善・充実にに向けた基盤を整備する。

■ 取組内容

（1）検討委員会の開催等

教育分野におけるEBPMの基本的な在り方に関する検討や地方公共団体におけるEBPM推進に向けたコンソーシアム構築を進める。

（2）調査の改善に資する取組

学校番号等のコード統一をはじめ、文部科学省が実施する各種の調査に係るデータ構造の整備に向けた検討を進めるとともに、統計調査の適正な実施及び改善に向けた職員のリテラシー向上のため、研修や指導助言の機会の充実を図る。

（3）客観的な証拠の開発に資する取組

○ 学生調査の実施等

全国の大学生を対象とし、学生が在学中に身に付けた能力や付加価値の見える化（学修成果の可視化）に資する調査を実施する。

○ 教育分野におけるEBPM推進に資する調査研究

エビデンスの収集、効果の専門的・多角的な分析及び施策への反映等、EBPMを推進するための多角的な調査研究を実施する。

○ 省内外の垣根を超えた人的ネットワークにおいて、地方公共団体の先進事例を参酌しつつ、様々な教育関係者にとって有用なエビデンスの創出に向けた検討を行う。

○ 調査・分析に係る基盤を整備し、異なる調査のデータを用いた横断的分析などを実現することにより、当該分析から新たなエビデンスが創出される。

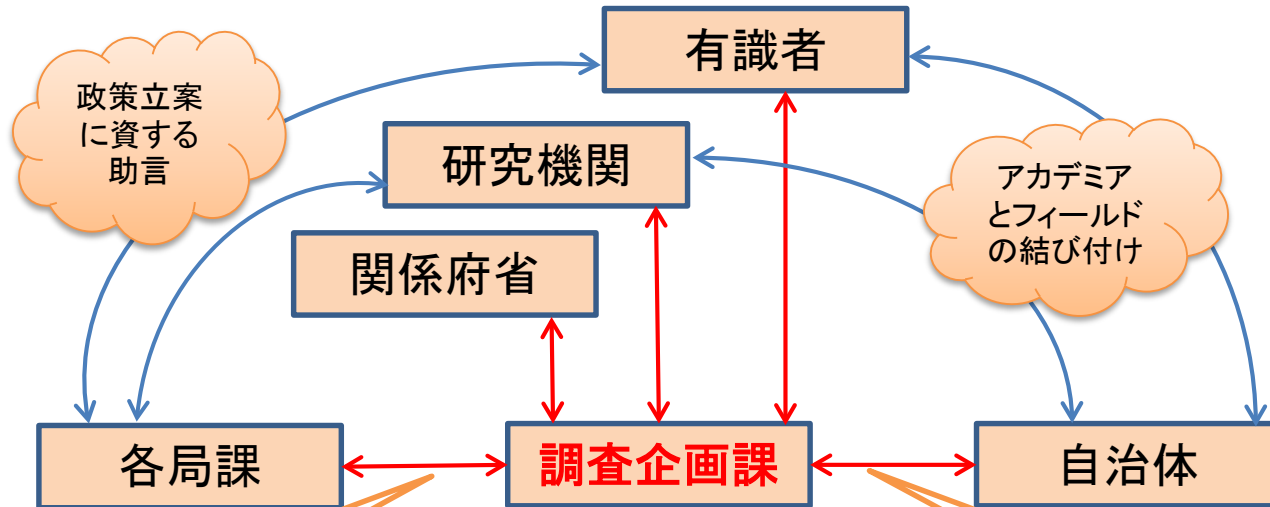
○ 国・地方公共団体・学校など様々な主体が活用できるよう、大学生の在学中の学修成果の状況をはじめとする多様なエビデンスを創出する。

■ 目指す成果

- エビデンスに基づくマネジメント改革を通じた、全国における教育行政の変革の推進
- あらゆる学校・教育行政関係者が活用可能なエビデンスの創出
- EBPM推進を通じた教育振興基本計画が示すPDCAサイクルの確立

教育分野におけるEBPM推進体制の構築(イメージ)

①エビデンスの整理等に資する体制整備、②省内各局課に対する協力・助言、③自治体との連携を通じた文科省の統計・調査の改善を通して教育分野におけるEBPMの推進体制の構築を図る。



②各局課への協力・助言

- ・ 適切な調査手法に係る助言
- ・ ロジックモデルの作成助言 等

①エビデンスの整理及び体制整備

- ・ 学校コードの統一
- ・ データ構造の見直し 等

③自治体との連携

- ・ 教育に関する課題のすり合わせ
- ・ 自治体の好事例の共有 等

調査データベースのイメージ

- ・学校コードの統一やデータ構造の見直し等を通じて、集計されている統計調査データ等を元に自治体別に様々な調査等を横断する形でデータセットを作成できる環境を整備
- ・2022年より稼働予定の新調査システムにおいて当該データの出力機能を実装予定

	調査①		調査②		調査③		調査④		...
	項目ア	項目イ	項目ウ	項目エ	項目オ	項目カ	項目キ	項目ク	...
自治体A	×	◎	×	●	×	□	△	○	...
自治体B	×	△	□	◎	◎	○	×	○	...
自治体C	◎	□	●	◎	△	◎	◎	×	...
自治体D	○	●	△	○	△	×	○	◎	...
自治体E	△	×	◎	△	●	□	◎	△	...
自治体F	×	×	□	×	◎	◎	○	●	...
自治体G	□	×	×	◎	●	×	◎	△	...

(自治体Bのデータセット)



- ① 文部科学省において、BIツール等を活用して当該データを横断的に分析することによって、単独の統計調査等では得ることができない新たなエビデンス(横断的データの経年比較、調査間の項目の相関等)の創出を可能にする。
- ② 希望する自治体に対して個々のデータセットを提供し、当該自治体のPDCA確立に活用。

全国学力・学習状況調査の個票データ等の貸与について

1 データ貸与の趣旨・目的

○国は、学校教育の成果や課題を適切に分析・説明する観点より、これまでは、個票データ等については文部科学省や国立教育政策研究所の委託研究で活用。

○委託研究以外にも、大学等の研究者による多様な学術研究における分析や、公的機関の職員等による教育施策の改善・充実に資するため、H29年3月にガイドラインを策定し、個票データ等を積極的に貸与。

2 個票データの貸与にかかる審査について

○有識者会議による審査(非公開)を経て、文部科学省が貸与の可否を決定。

審査のポイント

- ✓データの利用・研究の目的 : 学術研究の発展に資するもの又は公的機関における施策の推進に適切に反映されるものであるとともに、
 - ◆我が国の児童生徒の学力、学習状況又は生活習慣等の把握・改善
 - ◆我が国(又は教育委員会)の教育施策の改善・充実に資することを目的としていること 等
- ※序列化や過度な競争が生じないよう十分配慮する観点から審査
- ✓データの適正な保管・管理 : 利用者や利用場所等が限定されていること(外部委託の有無を含む)及び情報セキュリティ対策が組織的に行われていること 等

3 目的に応じた2つのデータを貸与

◆個票データ

- ・集計結果データ(もっとも詳細なデータ)。児童生徒の解答用紙番号ごと又は学校コードごとに、各教科の正答数等の解答状況や質問紙の回答状況等を一覧化。
- ・年に2～3回程度、申請→審査→貸与を実施。有識者会議による審査あり。

◆匿名データ

- ・個票データから一定割合(10%程度)を抽出し、安全性に配慮して匿名化のための処理済み。
- ・随時貸与。有識者会議の審査は省略可能。

＜貸与の体系＞

貸与目的	申出者の範囲
学術研究の発展に資するもの	公的機関や大学等に所属する研究者
公的機関における施策の推進に適切に反映されるもの	公的機関に所属する常勤の役員又は職員
データ分析等に係る教育を大学等で行うもの(匿名データのみ貸与)	大学等の教員(授業科目等に責任を有する者)

4 平成30年度の動向

平成30年10月 第1回 個票データの利用申出(7件) ※匿名データの利用申出(1件)
平成30年11月 有識者会議による審査
平成30年12月 貸与開始
平成31年1月～ 第2回 個票データの利用申出・有識者会議による審査

「全国学力・学習状況調査」の個票データ等の貸与に係るガイドライン改定のポイント

改定の基本方針

○現在、文部科学省において、「全国学力・学習状況調査」の個票データ等の貸与を実施しているところ、今後EBPMを推進する観点から、個票データ等がより一層活用され、多様な研究の進展とその成果の教育施策等への還元を促進しつつ、今後も「全国学力・学習状況調査」を円滑かつ適切に実施していく観点から、今般以下のとおり改定することとする。

○なお、個票データ等の貸与は文部科学省が主体となって実施しているものであるが、貸与実績（研究等の概要・所属機関・申出者・利用期間・データの適正管理措置等）及び利用実績（研究等の成果）については、参考として、設置管理者に連絡することとする。

主な改定内容

(1) 設置管理者名・学校名等の公表の一律禁止

○設置管理者名・学校名を明らかにしたデータを貸与する場合は、**事前に設置管理者の同意が必要**。
（＝同意が得られなかった設置管理者名・学校名については、該当部分をマスキングして提供）

○研究等の成果の公表において、設置管理者名・学校名を明らかにする場合は、**事前に設置管理者の同意が必要**。
（＝設置管理者の同意があれば、設置管理者名・学校名を公表することも可能）

○個票データを貸与するにあたっての設置管理者の事前の**同意は不要**。
（＝マスキング処理を施すことなく、全て提供）

○一方で、研究等の成果の公表において設置管理者名・学校名を明らかにする形での公表は、**しないこととする**。

※現行、データ貸与する場合に事前同意を得られているのは全体の30%程度に留まっているため、正確な分析ができず、教育データとして広く活用されるものとは言い難い状況。（設置管理者名・学校名は、他データと照合する際のキーとして学術研究に必要とされる。）

※貸与データは、計量分析等を通じて全体の傾向・特徴・原因を分析するために使用することを想定している（固有の設置管理者名・学校名を明らかにすることを目的として使用するものではない）ため、特定の自治体や学校に着目した事例研究は、本貸与制度の対象とはしない。

(2) ペナルティー規定の新設

現行のペナルティー規定の中に、設置管理者名・学校名を公表した場合に関する規定なし。

以降の個票データの貸与を一切禁止。

（必要に応じて、利用者及び所属機関名の公表、同一所属機関に属する他の利用者への貸与禁止の措置あり。） ※匿名データについては一定期間貸与禁止

(3) 審査基準の明確化

審査基準において、特に重点的に審査すべき点が不明確。

審査基準で、**以下全てが確認できることを明確化**。

- ・児童生徒の学力や学習状況等の改善又は教育施策の改善を目的としている
- ・序列化や過度な競争が生じないよう十分配慮している
- ・設置管理者名・学校名を公表しない旨を了承している
- ・分析の目的及び方法が個人を識別するものでない

(4) 他データとの照合

他データとの照合は**原則禁止**。

照合の内容及び必要性が合理的であれば認める。

※研究データとして学力調査を用いる際には、基本的に他の行政情報等との照合が想定されている。

（参考）その他、手続き（手順・提出書類・様式）の簡素化等も実施。

目標(7)グローバルに活躍する人材の育成

伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度や、豊かな語学力・コミュニケーション能力、主体性・積極性、異文化理解の精神等を身に付けて様々な分野でグローバルに活躍できる人材を育成する。

【測定指標】

- ・ 英語力について、中学校卒業段階でCEFR※のA1レベル相当以上、高等学校卒業段階でCEFRのA2レベル相当以上を達成した中高校生の割合を5割以上にする。

※「ヨーロッパ言語参照枠」を指す。語学シラバスやカリキュラムの手引の作成、学習指導教材の編集、外国語運用能力の評価のために、透明性が高く、包括的な基盤を提供するものとして、2001年に欧州評議会(Council of Europe)が発表した。

○英語をはじめとした外国語教育の強化

- ・ 外国語でコミュニケーションを図る資質・能力を育成する観点から，外国語教育の小学校中学年での導入や高学年での教科化をはじめ小・中・高等学校を通じた外国語教育の更なる改善・充実を図る新学習指導要領の着実な実施を促進するため，教材・指導資料の配布，外国語（英語）コアカリキュラムの活用などの，教師の養成・採用・研修の一体的な改善，特別免許状の活用を含む専科教員や外国語指導助手（ALT）配置等の学校指導体制の充実など，総合的な支援を行う。
- ・ 各都道府県等の「英語教育改善プラン」の策定を引き続き要請し，文部科学省ホームページに掲載するなどして計画的な取組を促すとともに，英語教育実施状況調査等を通して，継続したフォローアップを行い，PDCAサイクルを確実に構築することにより，生徒や教師の英語力や指導力の向上を図る。

外国語教育の抜本的強化のイメージ

CEFR※

B2

(英検準1級等)

B1

(英検2級等)

A2

(英検2級等)

A1

(英検3級等)

現行

- ・学年が上がるにつれて意欲に課題
- ・学校種間の接続が不十分

高等学校

英検準2級程度以上の生徒
40.2% (目標50%) *H30

- ・学習意欲、発信力に課題
- ・言語活動が十分でない

中学校

年間140単位時間
(週4コマ程度)

英検3級程度以上の生徒
42.6% (目標50%) *H30

- ・小学校の学習経験が十分に生かされていない
- ・言語活動が十分でない

小学校

年間35単位時間
(週1コマ程度)

- ・音声を中心に英語に慣れ親しんでいる
- ・中学校入学時の学習意欲が向上

高校卒業レベル
現: 3,000語程度
新: 4,000
～ 5,000語程度

高等学校で
現: 1,800語程度
新: 1,800
～ 2,500語程度

中学校で
現: 1,200語程度
新: 1,600
～ 1,800語程度

小学校で
新: 600
～ 700語程度

新学習指導要領

小学校2020(令和2)年度、中学校2021(令和3)年度から全面实施、高等学校2022年度(令和4年度)入学者より学年進行で実施

「何ができるようになるか」という観点から、**小・中・高等学校を通じた5つの領域**(「聞くこと」「読むこと」「話すこと(やり取り・発表)」「書くこと」)別の目標を設定

- ・**5領域を総合的に扱う科目群**(英語コミュニケーションⅠ、Ⅱ、Ⅲ)、ディベートやディスカッション等を通して**発信力を高める科目群**(論理・表現Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ)を設定

- ・授業は外国語で行うことを基本(前回改訂より)

年間140単位時間(週4コマ程度)

- ・外国語で**自分自身の考えや気持ちなどを伝え合う対話的な活動**を重視

- ・具体的な課題を設定するなどして、学習した語彙、表現などを**実際に活用する言語活動を充実**

- ・授業は**外国語**で行うことを基本

5・6年(教科) 年間70単位時間(週2コマ程度)

- ・音声に十分慣れ親しんだ上で、段階的に「読むこと」「書くこと」を加える

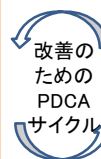
- ・指導の系統性を確保

(15分程度の短時間学習の活用等を含めた弾力的な時間割編成も可能)

3・4年(活動) 年間35単位時間(週1コマ程度)

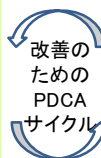
- ・「聞くこと」「話すこと(やり取り・発表)」を中心

- ・外国語に慣れ親しませ、学習への動機付けを高める



高校生のための
学習の基礎診断

【2019年度～】



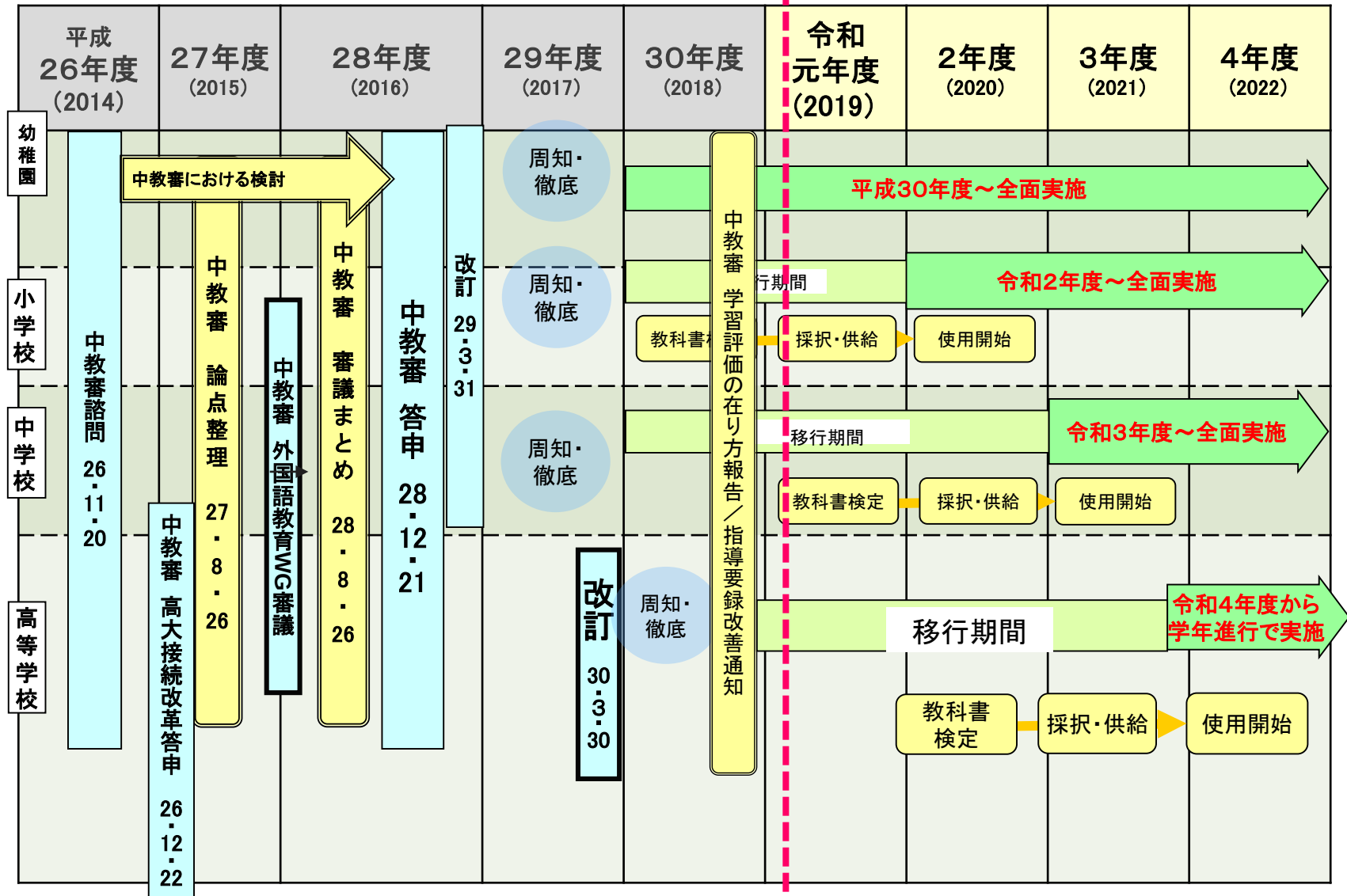
全国学力・
学習状況調査

※「聞くこと」「読むこと」「書くこと」「話すこと」に関する調査を実施

【2019年度～】

※CEFR：欧州評議会（Council of Europe）が示す、外国語の学習や教授等のためのヨーロッパ共通参照枠を言う。英検との対照は日本英語検定協会が公表するデータによる。

学習指導要領改訂に関するスケジュール



特別支援学校学習指導要領(幼稚園及び小学部・中学部)についても、平成29年4月28日に改訂告示を公示。
特別支援学校学習指導要領(高等部)は、平成31年2月4日に改訂告示を公示。

平成30年度「英語教育実施状況調査」概要

調査の目的

「第3期教育振興基本計画」(閣議決定)を踏まえ、英語教育改善のための具体的な施策の状況について調査し、今後の施策の検討に資するとともに各教育委員会における英語教育の充実や改善に役立てるために実施。

調査の対象等

○調査対象(H30年度調査)

各都道府県・市町村教育委員会及び全ての公立小学校、中学校、高等学校

(義務教育学校、中等教育学校を含む)

※調査学校数: 小学校 : 19,336校、中学校 : 9,374校

高等学校: 3,354校(合計4,614学科)

普通科: 2,301学科、英語教育を主とする学科及び国際関係に関する学科: 143学科

その他の専門教育を主とする学科及び総合学科: 2,170学科

○調査手法

都道府県・指定都市教育委員会を通して調査を実施(例年12月1日を基準日)

※本調査は、平成25年度より実施

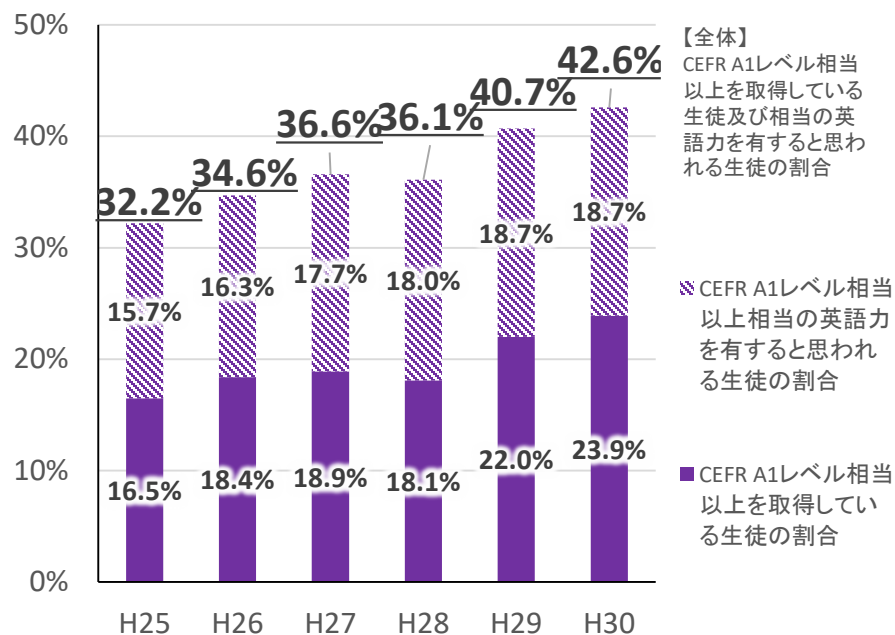
調査内容

- ・「英語教育改善プラン」で各教育委員会が目標として設定する、生徒の英語力、授業改善の状況(言語活動の割合、パフォーマンス評価の実施状況など)【中学校、高等学校】
- ・外国語指導助手(ALT)、ICTの活用状況【小学校、中学校、高等学校】
- ・外英語国語活動の指導体制(担当教師など)【小学校のみ】

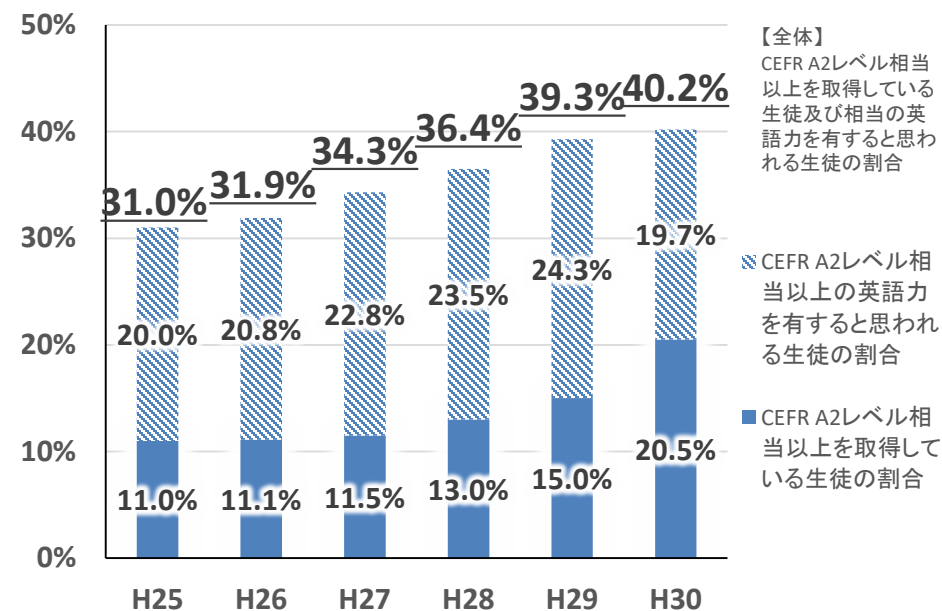
中学生・高校生の英語力

- CEFR A1レベル（英検 3 級）相当以上を達成している中学生、CEFR A2レベル（英検準 2 級）相当以上を取得している高校生の割合はともに増加傾向にあるものの、都道府県・指定都市による差が大きく、全体としては未だ目標（各 5 0 %以上）には到達していない。
- 新学習指導要領が求めている授業改善等への取組が進んでいる地域ほど、生徒の英語力に係る指標の割合が高い。このため、各都道府県等における取組の差を埋めていくことが課題。

中学生 (CEFR A1レベル相当以上)



高校生 (CEFR A2レベル相当以上)



※第 3 期教育振興基本計画では、中学校卒業段階でCEFR A1レベル相当以上を達成した中学生の割合50%、高等学校卒業段階でCEFR A2レベル相当以上を達成した高校生の割合50%を目標とする。

新学習指導要領のポイント（情報活用能力の育成（プログラミング教育含む）関連）

- 平成29年3月に小学校及び中学校、平成30年3月に高等学校の新学習指導要領を公示。
- 新学習指導要領を小学校は令和2年度、中学校は令和3年度から全面实施。高等学校は令和4年度から学年進行で実施。

小・中・高等学校共通のポイント（総則）

➤ 情報活用能力を、言語能力と同様に「**学習の基盤となる資質・能力**」と位置付け

総則において、児童生徒の発達の段階を考慮し、言語能力、情報活用能力（情報モラルを含む。）等の学習の基盤となる資質・能力を育成するため、各教科等の特性を生かし、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図るものとすることを明記。【総則】

➤ **学校のICT環境整備**とICTを活用した学習活動の充実に配慮

総則において、情報活用能力の育成を図るため、各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実に配慮を図ることに配慮することを明記。【総則】

プログラミング教育の充実

現行学習指導要領

小学校 明記していない

※学校の判断で実施可能

中学校 技術・家庭科（技術分野）

- ・「プログラムによる計測・制御」が必修

高等学校 情報科

- ・「社会と情報」「情報の科学」の2科目からいずれか1科目を選択必修
- ・「情報の科学」を履修する生徒の割合は約2割（約8割の生徒は、高等学校でプログラミングを学ばずに卒業する）

学習指導要領改訂

新学習指導要領

小学校 必修化

- ・総則において、各教科等の特質に応じて、「プログラミングを体験しながら、コンピュータに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身に付けるための学習活動」を計画的に実施することを明記
- ・算数、理科、総合的な学習の時間において、プログラミングを行う学習場면을例示

中学校 技術・家庭科（技術分野）

- ・プログラミングに関する内容を充実（「計測・制御のプログラミング」に加え、「ネットワークを利用した双方向性のあるコンテンツのプログラミング」について学ぶ）

高等学校 情報科

- ・全ての生徒が必ず履修する科目（共通必修科目）「情報Ⅰ」を新設し、全ての生徒が、プログラミングのほか、ネットワーク（情報セキュリティを含む）やデータベースの基礎等について学ぶ
- ・「情報Ⅱ」（選択科目）では、プログラミング等について更に発展的に学ぶ

「情報活用能力」

情報及び情報手段を主体的に選択し活用していくための個人の基礎的な力

A 情報活用の実践力

- 課題や目的に応じた情報手段の適切な活用
- 必要な情報の主体的な収集・判断・表現・処理・創造
- 受け手の状況などを踏まえた発信・伝達

B 情報の科学的な理解

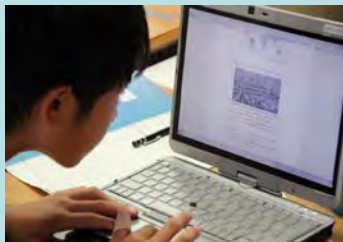
- 情報活用の基礎となる情報手段の特性の理解
- 情報を適切に扱ったり, 自らの情報活用を評価・改善するための基礎的な理論や方法の理解

C 情報社会に参画する態度

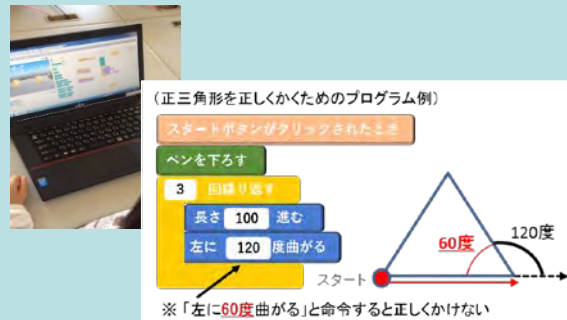
- 社会生活の中で情報や情報技術が果たしている役割や及ぼしている影響の理解
- 情報モラルの必要性や情報に対する責任
- 望ましい情報社会の創造に参画しようとする態度

【取組例】

- ICTの基本的な操作、情報の収集・整理・発信
(文字入力、インターネット閲覧、情報手段の適切な活用等) 等



- プログラミング
(コンピュータを利用した計測・制御の基本的な仕組みの理解) 等



- 情報モラル
(情報発信による他人や社会への影響等)



情報活用能力調査について

情報活用能力調査が必要となる背景・目的

- 「**情報活用能力**」は、**新学習指導要領において**、言語能力などと同様に、「**学習の基盤となる資質・能力**」と位置付けられ、**教育課程全体で確実に育むこととされた**。
 - 第3期教育振興基本計画（2018年度～2022年度）において**、情報活用能力の育成を目指すこととしており、その状況を見る**参考指標として「児童生徒の情報活用能力」が設定されている**。
 - 現在、児童生徒の情報活用能力の状況を把握し、施策に活用する仕組みがない。
- **プログラミング教育によって育成される資質・能力も含め、「情報活用能力」を構成する要素を児童生徒がどの程度身に付けているかを測定し、それを踏まえて、今後の情報教育関係施策の改善等に活用していく。**

調査の内容

- 【調査領域】 情報活用能力を構成する3つの柱「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」を基に、情報活用能力を構成する要素を整理・分類して測定
- 【調査方法】 全国の小学校、中学校、高等学校等の調査対象校の児童生徒の中から調査を受ける者を抽出する標本調査
- 【抽出方法】 層化二段集落抽出法(サンプル数各1,100人以上を想定)
- 【調査対象】 全国の小学校、中学校、高等学校 各100校程度(全体で300校程度)

今後のスケジュール（予定）

